

○清家議長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回「社会保障制度改革推進会議」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、このようなオンラインの形での開催となっております。また、前回同様、この会議はインターネットで中継することとしております。

本日は、土居委員及び権丈委員が御都合により御欠席でございます。

また、本日は、赤澤内閣府副大臣、三ッ林内閣府副大臣、熊田総務副大臣、伊藤財務副大臣、山本厚生労働副大臣に御出席いただいております。

なお、本日は17時30分頃をめぐりに会議終了を予定しておりますので、皆様におかれましては、円滑な議事進行に御協力をお願いしたいと存じます。

それでは、まず会議開催に当たりまして、赤澤副大臣から御挨拶をいただきたいと存じます。

赤澤副大臣、よろしく願いいたします。

○赤澤内閣府副大臣 皆様、こんにちは。御紹介をいただきました内閣府副大臣の赤澤亮正でございます。全世代型社会保障改革を担当させていただいております。

本日は、清家議長をはじめ、委員の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

政府は昨年末、全世代型社会保障改革の方針を取りまとめました。少子高齢化が急速に進む中、少しでも多くの国民に支えられる側から支える側として活躍していただけるよう、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいくことが我々の世代の使命であると考えてございます。

本日は、全世代型社会保障改革の進捗状況について、関係省庁から報告を聴取するとともに、その後、委員の皆様方から御意見を賜りたいと考えてございます。

本日、委員の皆様からいただいた御意見については、今後の改革に向けた政府における議論にしっかりとつなげてまいりたいと考えておりますので、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○清家議長 赤澤副大臣、ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、このオンライン会議を行う上でのお願いを3点申し上げます。

1つは、回線の負荷を軽減するために、会議資料は画面に映すことができませんので、恐縮ですが紙に印刷していただくか、別のPCに映して御覧いただく等をお願いした

いと存じます。

また、御発言いただかない間は、カメラ、マイクはオフにして御参加いただければと存じます。御発言いただく際には、カメラ、マイクをオンにして、恐縮ですが初めにお名前をおっしゃっていただければと思います。御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

ただいま赤澤副大臣からも御発言がございましたとおり、本日は、全社会議を議題として扱います。議題3は「全世代型社会保障改革のフォローアップ」ということで、まず初めに全社会議の概要について、内閣官房社会保障改革担当室の谷内室長より御説明をお願いいたします。

では、谷内さん、よろしく願いします。

○谷内内閣官房社会保障改革担当室室長 今、清家議長から御紹介いただきました谷内でございます。

私から、資料1に基づきまして、御説明申し上げたいと思います。

1ページお開きいただきまして、2ページを御覧ください。全世代型社会保障検討会議でございますけれども、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、全ての世代が安心できる「全世代型社会保障制度」を目指して、働き方の変化を中心に据えながら、社会保障全般にわたる改革を検討するために設置された会議でございます。

内閣総理大臣を議長といたしまして、関係閣僚及び有識者の方を構成員としておりまして、その有識者の中には、この推進会議のメンバーでいらっしゃいます遠藤委員、清家議長、増田委員も含まれているところでございます。

検討会議でございますけれども、令和元年9月20日、2年前に第1回会議を開催して、その年の12月に中間報告、令和2年6月に第2次中間報告、最終報告は昨年12月14日に取りまとめられたところでございます。

中身につきましては、この後、厚労省及び内閣府から御報告いただきますけれども、特に最後の最終報告取りまとめに当たりましては、この推進会議のメンバーである清家議長、増田委員からは、引き続き社会保障改革を検討すべきであるという御意見を賜ったところでございます。

3ページをお開きください。今年の通常国会に提出されました全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の中で検討条項が付されまして、その中では、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとするところとされております。

4ページをお開きください。この法律につきましては、参議院の委員会の中で附帯決議等が付されましたけれども、それを踏まえまして、今年6月に閣議決定されました骨太の方針の中でも同様の表現になっておりまして、全ての世代の方々が安心できる持続可能な全世代型社会保障の実現に向けた取組について、その実施状況の検証を行うとともに、そ

の取組を引き続き進める。その際、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方なども含め、医療、介護、年金、少子化対策を始めとする社会保障全般の総合的な検討を進める。こうした対応について速やかに着手すると言及されまして、こういったことが閣議決定されたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○清家議長 ありがとうございます。

続きまして、全世代型社会保障改革の進捗状況につきまして、会議で扱ったテーマである年金、少子化、医療の3つについて、厚生労働省の伊原統括官と内閣府子ども・子育て本部の嶋田統括官より御説明をお願いします。

それでは、よろしくをお願いします。

○伊原厚生労働省政策統括官（総合政策担当）（政策統括室長併任） 厚生労働省の伊原でございます。

「全世代型社会保障改革に関する厚生労働省の取組」の資料に基づいて御説明させていただきます。

全世代型社会保障改革に関しましては、厚生労働省は年金、雇用・労働、少子化、医療の4点に特に関与いたしまして、法律改正等を行いました。その御説明をさせていただきます。

2ページをめくっていただけますでしょうか。まず、年金でございます。年金は、昨年の通常国会におきまして法律が成立しております。中身は2ページの下「これまでの対応」のところですが、1つが受給開始時期の選択肢の拡大ということで、現在70歳までとなっている年金受給開始時期の選択肢を75歳まで拡大するという見直しを行いました。

それから、被用者保険の適用拡大ということで、事業所の規模要件について段階的に引き下げるということで、現在500人超となっておりますが、100人超、令和6年10月には50人超と引き下げることとしております。

その下でございますけれども、5人以上の個人事業主の適用業種につきまして、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う事業を追加しました。

それから、在職中の年金受給の在り方の見直しといたしまして、在職中の老齢厚生年金受給者の年金額を毎年定時に改定することとしました。あわせて、60～64歳の在職老齢年金制度につきまして、支給停止とならない範囲を拡大するということで、具体的には支給停止の基準額を現在の28万円から47万円に引き上げるという見直しが行われました。

3ページを御覧ください。労働、フリーランスというテーマです。

「これまでの対応」を御覧いただきたいのですが、昨年、雇用保険法等の改正が行われまして、1つが高年齢者雇用安定法関係として、70歳までの就業機会を確保するため、65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置につきまして、定年引上げ等を含む4種の措置の

いずれかを講ずることを企業の努力義務化といたしました。

その下でございますけれども、中途採用を希望する労働者と企業のマッチングを促進するということから、大企業に対しまして正規雇用労働者の中途採用・経験者採用比率の公表を義務化いたしました。

次はフリーランスでございます。フリーランスにつきましては本年3月、関係省庁の連名によりまして、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定いたしました。

それから、労働者災害補償保険の活用ということで、芸能従事者等4類型につきまして特別加入制度の対象とするという省令改正を行いました。

さらに自転車配達員、そしてITフリーランスについて、本年9月から関係改正省令の施行を考えております。

次に4ページを御覧ください。少子化でございます。

「これまでの対応」なのですけれども、少子化の関係では、不妊治療の助成事業を拡大するということから、所得制限の撤廃、助成額の引上げ、助成回数制限の見直し等を行いました。

さらに、来年度当初からの不妊治療の保険適用実施に向けまして調査を行いまして、本年夏頃からは中医協で議論を始めていく予定でございます。

保育の関係では、令和3年度から令和6年度末までの4年間で14万人分の保育の受け皿整備を行うこととしまして、新子育て安心プランを昨年12月に策定いたしました。

育児休業の関係では、男性の育児休業取得促進のために、子供の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な育児休業の新たな枠組みをつくりました。

次は医療でございます。5ページを御覧ください。今年の通常国会におきまして、まず、医療法の改正が成立いたしました。具体的には、新興感染症等の感染拡大時期における医療提供体制の確保を医療計画に位置づけることとしております。

さらに、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援ということで、令和2年度限りとして措置された病床機能再編支援事業を法定化して、令和3年度以降も実施することにいたしました。

その下でございますけれども、医師の働き方改革を進めるという観点から、勤務医が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成を法律に位置づけました。

一番最後ですけれども、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設を行いました。

最後でございます。6ページは、上のほうの「全世代型社会保障改革の方針のポイント」を御覧いただきたいと思っておりますけれども、1つが高齢者2割負担の問題です。後期高齢者の方について、所得上位30%、年収で200万円以上の方を念頭に、医療費の窓口負担を2割とするという見直しを行いまして、さきの通常国会で成立いたしました。

その下でございますけれども、特定機能病院、そして一般病床200床以上の地域医療支援

病院について、紹介状なしで外来受診した場合に定額負担を求めている制度がございますけれども、ここにつきまして、紹介患者への外来を基本とする医療機関のうち、一般病床200床以上の病院を対象範囲に拡大することにしております。さらに、保険給付の範囲から一定額を控除して、それと同額以上の定額負担を追加的に求めるという仕組みを導入することとしておりまして、来年度からの実施を予定しております。

以上が厚生労働省関係の内容でございます。

○嶋田内閣府子ども・子育て本部統括官 引き続きまして、内閣府の取組について説明いたします。内閣府子ども・子育て本部の嶋田でございます。よろしくお願いいたします。

資料3をめくっていただきまして、1ページ目を御覧いただきたいと思います。

まず、全世代型社会保障検討会議の昨年の中間報告におきましては、少子化対策として、結婚、新生活に係る経済的負担の軽減や多様なニーズに応じた子育て環境の整備等について御指摘をいただいているところでございまして、昨年末の全世代型社会保障改革の方針の中で、さらに新子育て安心プランの財源について、経済界の協力も得て確保すること、年収1,200万円相当以上の者を児童手当の特例給付の対象外とすることとされまして、必要な法案の提出を図ることとされておったところでございます。

これを踏まえまして、内閣府においては予算の支援といたしまして、結婚新生活支援事業における年齢・年収要件の緩和や、利用者支援事業の拡充などの多機能型地域子育て支援の充実を行いまして、さらに待機児童の解消のために事業主拠出金1,000億円の追加拠出を頂くことといたしたところでございます。

そして、事業主拠出金の法定上限割合の引上げや、特例給付の所得上限の創設などを内容といたします子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について、先般の国会に提出し、成立いただいたところでございます。

内閣府からの説明は以上でございます。

○清家議長 ありがとうございます。

それでは、ここからは委員の皆様方から、御意見、御質問など御発言を求めたいと思いますが、ここで本日御欠席の土居委員から意見書が提出されております。皆様のお手元にも土居委員から提出された資料があるかと思っておりますけれども、簡潔に御紹介させていただきます。

意見書の1では、近年実施された制度改革の効果や新型コロナの影響を織り込みながら、2020年代以降の社会保障の給付と負担の将来推計を早期に改訂すべきこと。その際、公費が投入される社会保障給付の財源を裏打ちする財政の持続可能性を確認する必要があることから、財政の将来推計についても、期間や前提条件をそろえて、併せて示すべきであること

2番目に、資料に列記されております社会保障制度全体、子ども・子育て、現役世代支援、医療、介護、年金について2020年代に着手すべきであると考えているということでございます。

3つ目に、社会保障の給付面での改革を進めるのと同時に、制度の持続可能性の確保や必要な給付増のために増やさざるを得ない税財源について、国民の納得が得られるように議論を進めるべきであることなどを表明されているところでございます。

それでは、ここから各委員に御発言いただきたいと思います。久しぶりの会議でもございますので、皆様方からお一人ずつ御発言をいただきたいと思います。その際、大変恐縮ですけれども、五十音順に御発言をいただければと思っております。もしその後に時間があれば、さらに追加的に御発言をいただくこととしたいと存じます。

それでは、まず伊藤元重委員、よろしくお願いたします。

○伊藤委員 学習院大学の伊藤でございます。

私は、マクロ経済の論点から一言だけコメントさせていただきたいと思います。

今回、非常によくまとめていただいて、随分いろいろな新しいワードが盛り込まれて、改革の中身についてはこのとおりでいいと思いますし、後でまたそれぞれの専門家の方からコメントがあると思うのですけれども、中身ではなくて改革のスピードが少し気になるような気がします。つまり、せっかくいい改革をしても、それを時間をかけてやっている間に実体経済が非常に大きく動いてしまう可能性がある。今さらここで皆さんに申し上げるまでもないのですけれども、社会保障改革というのは基本的に急速に進む高齢化とのスピード競争みたいなところがありまして、このスピード競争にうまく対応するためには、改革自身を早めに進めていくということが重要だと。いかにいい改革の中身を立ても、それがしっかり実現できないのでは困るわけで、先ほどの改革の基本方針の中に、実施状況を検証して速やかに着手するということが書かれていることが御紹介されたわけですが、まさにその点が非常に重要になると思います。

ただ、高齢化とのスピード競争についてよく言われるのは、高齢社会になりますといろいろな新しい技術とか新たな制約があるので、それに対応させて制度を強化することが重要であると言われていて、これはそのとおりなのですけれども、もう一つ重要なのは、高齢化する中で財政の負担が非常に強くなっていくということは容易に想像できるわけで、その財政の負荷の中で、例えば今、我々がよりどころとしている制度そのものが維持可能かどうかということもきちんと検証するということだろうと思います。

言うまでもないことですが、社会保障制度というのは国民の生活にとって極めて重要で、日々の生活がここに関わっているわけですから、例えば財政の負荷があったからといって、すぐに簡単に変えることができるわけではないわけで、そういう意味では、むしろ改革を早めて進めてやることによって、高齢化が進むことに対応するという、要するに、実際に高齢化がどんどん進む前にいろいろなことを進めることが重要だと思います。

もう一つ、マクロ経済について一言申し上げたいのですけれども、コロナ以前の状態、今もそういう状態が続くわけですが、ある意味で社会保障の改革をゆっくりやっても問題のない、都合のよい制度であったということなのです。御存じのように政府の財政は社会保障費だけではないのですけれども、そこをベースに財政赤字が続いているわけですが、

幸か不幸か、それに匹敵するぐらいの余剰貯蓄が例えば企業部門なんかへたまってきたるわけです。つまり、景気が悪いことで、結果的には政府の財政収支を支えるような資金が国内にあって、これは財政がすぐに大きくいろいろな形に動かないという意味では好ましいように見えるのですけれども、仮にコロナ後の経済をもう少し正常な状態で、ある程度成長するような経済に持っていかうとすると、ここがすぐに大きな問題になってくる。

そういう意味では、我々がたどってきた日本の社会保障改革の中身というのは、非常に経済が低調しているデフレ的経済の中で成り立つような仕組みの可能性があるわけで、ここは検証が必要だろうと思います。

そのスピードの話で、最後にもう一回申し上げたいのですけれども、今回の会議に限らず、過去、政府は社会保障改革をいろいろなところで試みてきて、工程表を何度も議論してきたわけです。私も経済財政諮問会議の委員のときに、この工程表について随分詳しく議論した記憶があるわけですが、あの工程表は今はどうなってしまったのだろうかと考えたら、もちろん工程表に基づいていろいろなことは進められているのだらうと思いますが、そういう意味では今回出された改革についても、まさにこれから実施状況を検証する、そして速やかに着手するという改革の基本方針の中にあることをしっかり実現していただきたい。そういう意味で、改革の中身ではなくて、改革のスピードについて議論させていただきました。

以上でございます。

○清家議長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、遠藤委員、よろしく願いいたします。

○遠藤委員 学習院大学の遠藤でございます。

今後、我が国は後期高齢者が急増して、一方で現役世代が急減するという形で高齢化が急速に進むわけでありまして、それに対応して社会保障制度の負担と給付の世代間のバランスを見直していくことが喫緊の課題であることは言うまでもないわけでありまして、これまでも、そういう視点から個別の制度については適宜見直しが行われてきたと思いますけれども、今般は全世代型社会保障制度改革という名の下で、総合的に社会保障制度、さらには労働規制など幅広い分野で見直しが行われたということで、これについては高く評価できると思います。

今さらでありますけれども、今日、全世代型社会保障制度改革が必要な理由は2つぐらいあるかと思えます。

第1は、そもそも我が国の社会保障制度の対象が高齢者に偏っている傾向があったということが理由だと思います。国立社会保障・人口問題研究所では、政策分野別社会支出の構成割合の国際比較というタイトルのデータを公表しておりますけれども、これによれば、年金とか介護が該当するわけですが、OECD基準で言う高齢の社会支出全体に占める割合を2017年で国際比較してみますと、日本は46%に対しまして、イギリスは31%、ドイツは30%、フランス40%、スウェーデン34%ということで、日本の割合が欧州主要国と比

較して高いことが分かります。

一方で、障害者福祉、家族手当、出産育児休業、住宅手当、失業手当など、主に現役世代を対象とする社会支出を合計した割合は、日本は13%であるのに対してイギリスが32%、ドイツ27%。フランス25%、スウェーデン32%と、日本の割合はかなり低いことが分かります。もちろん日本は高齢化しておりますので、それがこの数字の原因の一つになっているところはありますけれども、制度設計そのものにも課題があったのだと思います。経済が右肩上がりでもどんどん成長するのであれば、現役世代は自力で課題の回復ができたわけでありまして、経済成長が鈍化する中で、現役世代にも様々な社会的なサポートが必要になってきております。今回の改革で言えば、少子化対策あるいはフリーランス対策、社会保険の適用拡大といったことが現役世代に必要なサポートという形で注目されたのだと思います。

その中でも、少子化対策は極めて重要な政策だと思います。母親となる年齢層の女性の人口は減少しておりますから、仮に出生率がかなり上昇しても、出生数が増加することは難しいというのが現状であります。しかし、この低い出生率が続けば日本の社会、経済にとって大きな打撃を与えることは避けられないと思います。

日本の将来を左右する上でも非常に重要な課題でありますし、しかもその影響は長期に及ぶことがあります。それらを考えると、少子化対策は早期に実効性のある取組が行われるべきだと思います。

全世代型社会保障改革が必要なもう一つの理由は、医療や介護など高齢者を対象とした社会保障制度において、高齢化によって増加する現役世代の負担を減少させていかなければならないということでもあります。これは言うまでもありませんが、社会保険料は所得に応じて徴収されるため、現役世代の負担が多いのは当然ですが、少子高齢化が進むため、ここで世代会計論を持ち出すまでもないわけですが、今の現役世代は昔の現役世代よりも割を食っているわけでありまして。その傾向は今後もますます続くこととなります。そういう視点から、世代間の負担の公平性の議論が必要になってきているわけで、今回の制度改革の中では後期高齢者の医療の自己負担の引上げはこの典型的な例であったと思います。

主にこのような2つのことが、全世代型社会保障改革を必要とする理由だと考えております。

しかし、このような改革は一部に痛みを伴いますので、前進させていく上では、社会的な合意を得ることに大変困難が生ずるということも事実だと思います。今般、その中でも一歩前進したことは高く評価いたしますが、これはスタートであり、今後これを進めていくことが極めて重要です。そのためには広く国民に様々な根拠資料を開示して、改革の意義を丁寧に説明して、合意の形成を図っていくことが不可欠であります。

特に重要なことは財源の確保であります。制度改革を実現するためには、負担能力のある方には応分の負担をお願いするいわゆる応能主義を進めていくことについてはもちろんであります。それだけでは不十分だと思います。例えば少子化対策などを効果的に推進

していくためには、増税を含んだ歳入改革を進めて、安定的な財源の確保に努めることが必要だと思います。この取組についても検討に着手すべきだと考えます。

以上でございます。ありがとうございます。

○清家議長 ありがとうございます。

それでは、次に大日向委員、お願いします。大日向委員からは、資料も提出されております。

では、大日向委員、よろしく申し上げます。

○大日向委員 恵泉女学園大学の代表としてでございます。

お手元に資料をお届けしておりますので、そちらを御覧いただければ幸いです。

私は、少子化対策は新たなフェーズを迎えたことを子育て支援の現場からお話しさせていただきます。

2枚目に書かせていただきましたが、これまでの少子化対策について、私は評価できる点が多いと考えております。1.57ショックから2015年の子ども・子育て支援新制度、そして今、行っております5年後の見直し、また本日、厚生労働省、内閣府がそれぞれ御説明くださいましたが、これほどの年月をかけて関係省庁が注力したものは、諸外国にも例が少ないと考えております。

とりわけ少子化対策を全世代型社会保障改革に位置づけた意義は大きいと考えますが、疑問視する声も最近聞かれます。出生率は回復していない。これまでの施策は間違っていた。子育て支援は少子化対策にならないという声がございますが、しかし私は、こうした声には、子育て支援の現場からは違和感がございます。

3枚目のスライドに移りますが、新型コロナウイルスの感染拡大に直面いたしました昨春、子供と子育て世代から発せられた声に耳を傾けますと、子育ての孤立と親の孤独の深刻さ、そして置き去りにされた子供たちの声に胸が痛みました。これまでの施策はどこに行ってしまったのだろうか。一瞬にして消されてしまったかのようなむなしさでございました。

感染拡大予防上必要な措置であるとはいえ、子供のことも、子育ても、家庭の中に閉じ込めることだけが強調されていたような昨春当初の風潮でございまして、子育ては地域、社会のみんなで支えるのだという子育て支援の理念の基本に改めて振り返る必要性を痛感いたしました。

しかし、その一方で、地域の人々がマグマのように動き出し、そこに行政、企業が参画して、新たな協働が生まれ、強化される姿が見られました。四半世紀余りのこれまでの取組は、確かに根づいているということが実感されました。

4枚目のスライドは、私が関わっておりますNPO法人あい・ぼーとステーションの活動の一例でございますが、地域の方たちがオンラインでいち早く動き出し、家庭にいる親子にメッセージを届けたり、オンラインで子育ての悩みを聞いてくださいました。

5枚目のスライドは、新型コロナ感染問題に直面する前のことではございましたが、これ

までの施策の経緯、NPO活動の成果などを踏まえて、これからは子育て支援を通して新たな社会モードの転換が必要であり、それができる段階にあることを呼びかけたシンポジウムを行いました。

そして、6枚目のスライドは、その実効性がコロナ禍に直面してより明らかになったと言えるシンポジウムだったと思います。シニア世代が子育て支援を通して共生社会への道を開こうという呼びかけがオンラインだったからこそ全国に展開し、人々の絆が確かに紡がれたと考えております。

7枚目のスライドでございます。こうした最近の動き、1つは私どもの事例で大変恐縮でございますが、『共生社会をひらく シニア世代の子育て支援：子育てひろば「あい・ぼーと」2003～2021』ということで、間もなく刊行されます。

また、第204回の国会に提出された「令和2年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」には、全国のNPOやシニア層の参画による地域における子育ての担い手の多様化がまとめられていらっしゃいました。

最後のページでございますが、以上、私が少子化対策は新たなフェーズを迎えていると考えていることのごく一部を申し上げました。地域で子育て支援の担い手が多様化し、主体化しつつあります。そのアウトプットが少子化対策につながることを期待したいと思えます。

これまでの施策の成果として、地域のみんで支える子育てが実りつつある。その結果として、子育ての喜びが強化され、希望出生率1.8につながる。迂遠のようであるが、これが確かな道であって、キーワードは「共生」であるということを経験した現場からの実感としてお話しさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございました。

○清家議長 どうもありがとうございました。

それでは、次に神野委員、よろしくお願いたします。

○神野委員 今日は、全世代型社会保障改革の進捗状況を御説明いただきまして、私は着実に進められているのではないかと思います。言うまでもありませんが、これまでの高齢者に給付対象が絞られている嫌いがあったような社会保障を、全ての世代を給付対象とし、さらに全ての世代が能力に応じて支え合うような社会保障をつくり上げていこうという試みに対して、着実に進んでいるのではないかと思います。

この全世代型社会保障の意義ですが、私の理解では、重化学工業を基軸とした工業社会の社会的な安全のネットをポスト工業社会に大きく転換していくときに張り替えるという作業ではないかと思っております。各国とも、例えば社会保険国家から社会サービス国家へとか、子供たちへの投資を重視しながら社会保険国家から社会投資国家へなどということを経験しながら進めているわけですので、ポスト工業社会に移行することに伴う労働市場や家族形態の構造的な変化に対応するような形で社会的なセーフティーネットといましようか社会保障を張り替えておくという重要な作業だったと思います。

高齢者3経費と言うのでしょうか。年金、医療、介護は社会保険で行っているわけですが、社会保険を持続可能にしていくことを前提にしながら、社会保障のウイングを広げていくために、まずは子ども・子育てから始めたというのも、声なき声の民主主義、子供たちは政治的な発言権がないので、社会保障はまず政治的な発言権のない子供たちの給付から始めなければいけないという原則から考えても適切だったと思っております。

それぞれの進み具合、もう着実に進んでいることを今日お聞きしたのですけれども、少し考えておかなければいけないのは、このセーフティーネットを築こうとしているときに、新型コロナウイルスというパンデミックが襲っているということです。この襲っているということによって、社会的セーフティーネットの綻び等々を増幅するような形で明らかにしている、教え込んでいる。私たちはそこへの対応も少し考えておかないといけない、これが重要な課題になってきているのではないかと思っております。

特に重要な点は、さっき言いましたように労働市場や産業構造の大きな変化に伴って、社会保障の網の目にかかってこなかった人々、フリーランスとか様々な形態が出てきて、これについては今のところ一応対応していただいているというのは先ほど御発表いただいたのですが、さらに各国が取り組んでいる積極的労働市場政策とか再訓練・再教育というのはちょっと弱くて、この辺は新型コロナウイルスに襲われることによって、かなり明らかになってきたのではないかと思っております。

まだよくは分かりませんが、各国ともそろそろコロナを制圧できるような見通しの下に、大きく環境が変化しますので、危機脱出から雇用創出へと考えているわけです。この雇用創出へというようなときに、さっき申しましたような積極的労働市場政策とか再訓練とか、つまりセーフティーネットをもうちょっと強めてトランポリンにしていく、もう一回やり直させるというようなことに課題を見ておかななくてはいけないのではないかと思っております。

そのポイントとして掲げられているのは、人生を再調整する可能性を高めないとセーフティーネットが機能しなくなるのではないかと言われていますので、そういう観点から、全世代型社会保障のウイングを広げると同時に、深さも深めていくという作業が課題として浮かび上がってきたのではないかと思います。

もう一つ明らかになってきたことは、私たちは、特に私のやっている財政は、市場は必ず失敗しているところがあるので、市場の失敗を受け持つというのがセーフティーネットの一番重要なところなんです。そのため市場の失敗をやるということになっていたのですが、これまで国民国家の中で市場の失敗が出てきて、その市場の失敗を国民国家の国家が再分配するとか経済安定化機能を発揮するなどということに対応してきたのです。それを今度は世界経済市場でやっつけようとして、この間、かなり強力で市場経済がグローバル化したわけです。そうすると、市場の失敗もグローバル化するような形で出てくる。環境とか、所得の分配の格差の拡大等々も出てきておりますので、世界政府がない以上、各国が協力して取り組むしかない。非常に苦勞をしています。

社会保障も、一方でボーダーレス化している経済の中で、法人税をどうするかとか、情報産業等々にどういう課税や、あるいは独禁法政策みたいな対応をするかということが問題になってきておりますので、そういうグローバル化した市場の失敗も念頭に置きながら、明らかに所得の格差が進んでおりますので、それへの対応という新しい問題等々にも対応していく必要があるのではないかと。

全世代型社会保障と言ったときに、社会保険では、社会保障負担でまかなっていきまから、社会保険というのは人生の後半の社会保障については割と整合的なわけです。ところが、人生の前半に機能するというのはなかなか難しいので、どうしても租税の問題を考慮せざるを得ないのではないかと。そうすると、これまでも税と社会保障の一体と考えてきたのですけれども、これまで以上に社会保障と税とを有機的に関連させるという視野が必要になってくるのではないかと思いました。

感想めいたものでございます。

○清家議長 ありがとうございます。

それでは、武田委員、よろしく願いいたします。

○武田委員 ありがとうございます。

まず、事務局におかれましては、大変分かりやすく御説明いただき、ありがとうございます。

私からは、意見を2点申し上げます。

1点目は、持続可能な社会保障制度の構築に向けたさらなる取組についてです。

昨年12月には、全世代型社会保障検討会議で最終報告が取りまとめられ、さきの国会において関連する法律が成立したことは大変望ましいことと受け止めております。

私も全世代型社会保障検討会議で意見を述べさせていただく機会がございましたが、思い返しますと、そのときはまだ日本では新型コロナウイルス感染症が拡大する前のことでした。その後、コロナ禍においても将来を見据えて改革の議論を進めていただきました全世代型社会保障検討会議の議員の皆様、そして事務局、関係者の皆様の御尽力に、この場をお借りしまして心より敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

一方で、今後の人口構造の変化を見据えますと、さらなる改革が必要と考えます。先ほど御説明いただきました附則の第2条や経済財政運営と改革の基本方針にも記載がございますとおり、持続可能な社会保障制度の構築に向け、総合的な検討や対応に速やかに着手することが重要と考えます。

同時に、社会保障制度を持続可能なものへ改革することは、どの世代にとっても重要であることを繰り返しメッセージとして伝えていく必要があると思っております。

2点目は、医療提供体制についてです。

まずは新型コロナウイルス感染症拡大の中で、第一線で御対応いただきました医療従事者の方々をはじめ関係者の皆様に、心から感謝を申し上げたいと思っております。そうした方々には大きな御負担がかかっておりますので、十分な支援が必要と考えます。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対応の過程では、コロナ病床が全体の病床数の数%にとどまるなど、医療資源が効率的に使われてこなかった、使われていない課題も浮き彫りになりました。地域医療構想という枠組みはございましたけれども、医療の機能分化と連携が進んでこなかったことが背景にあると考えております。コロナ危機時の体制を一度検証し、危機から得た教訓を必ず次に生かし、速やかに医療の機能分化と連携を進めていくことが重要と考えます。

以上2点意見を申し上げましたが、共通するキーワードは速やかにという点です。先ほど伊藤委員はスピードが重要とおっしゃいましたが、私も同様に感じております。

以上です。ありがとうございました。

○清家議長 ありがとうございました。

それでは、増田委員、よろしく願いいたします。

○増田委員 どうもありがとうございます。

私のほうからは具体的な点について、今後検討すべきものを幾つか申し上げていきたいと思っております。

まず、年金分野なのですけれども、被用者保険の適用拡大が図られてきているわけですが、いずれにしても企業の規模要件の撤廃をはじめとして、さらに推進していく必要があるのではないかと思います。このことが非正規の方々へのセーフティネットの充実につながると思います。

それから、例のマクロ経済スライドなのですけれども、今、キャリアオーバー制度が導入されているのですが、キャリアオーバー分の解消がなかなか進まないということであれば、マクロ経済スライドでできるように、次の年金制度改正で大きな議論をしていく必要があるのではないかと考えているところです。

子供の関係については、例のこども庁の創設は恐らく秋から冬にかけて、あるいは来年にかけていろいろ検討が進められると思うのですけれども、こども庁が本当に望まれる形で創設されることを期待しているわけですが、そのためにも既存の組織、縦割りを打破するというのと、横断的に財源を確保していく必要がありますので、その議論をぜひ進めたいと思います。

資料の中にもございましたが、育児休業なのですけれども、順次段階的に改善は図られてきている。これは大変好ましいことだと思うのですが、まだ権利として確立しているとは言い難い部分があるということでありまして、企業サイドで企業文化を変えていくことも大変重要だと思いますが、自営業やフリーランスの扱いをどうするかを含めて、現在の雇用保険制度の中での位置づけを見直す。そして、しっかりとした権利として充実すべく、他の子育て支援制度との関係の在り方も今後検討していくことが必要だろうと思います。

また、子供関係について、いずれにしても財源の充実が必要になってくるのですが、国費だけではなくて、あるいは自治体の財政だけではなくて、企業や個人による寄附、社会の中にある休眠預金、そして社会福祉法人の残余財産の活用というようなことも進めてい

って、しっかりとした財源を確保することが必要だろうと思います。

医療分野については、これからも様々なことをやっていかなくてはいけないと私は思いますけれども、まずは後期高齢者の窓口2割負担が成立したということは大変大きな成果だと思います。引き続き応能負担ということによって、能力に応じた負担をさらに拡大するといった方向で改革の検討を進めることが必要だろうと思いますが、私はいずれにしても後期高齢者医療だけではなくて、国保を含めた前期の高齢者医療も対策の対象に加えていく必要が今後出てくると思います。

医療提供体制はコロナで様々な点が明らかになってきたのですが、言われているような入院の問題だけではなくて、実効的なかかりつけ医制度の必要性といった、入院ではなくて外来の問題も課題が山積していると思います。したがって、地域医療構想を推進していくということだけではなくて、診療所を含めた外来の機能分化をどのように進めていくかも議論していかなければならないと思っています。

この医療分野では都道府県の役割が順次クローズアップされてきているのですが、都道府県サイドに適切なガバナンスが必要だろうと思いますし、後期高齢者医療制度の財政運営の責任主体を国保と同様に都道府県にするといった、医療提供体制の改革と医療保険制度の改革の双方を視野に入れた改革をこの分野で考えていく必要があると思います。

最後に、地方からの目線ということで2点だけ簡単に申し上げたいと思います。

介護の問題が気になるのです。今、第8期の介護保険事業計画期間がちょうど始まったところでありまして、この期間中の第1号保険料の水準というのは6,000円をちょっと超えるぐらいにもなっていますので、第9期を見据えた給付と負担の見直しの議論も今からきちんと始めておかなければいけないと。介護も財政の問題が深刻になってくると思います。

2つ目ですが、予防とか健康づくりの話ですが、これは個人を取り巻く社会環境において大きく左右される。坂本大臣のところでも今、孤独の問題、孤立対策の検討が進められているのですが、それとも通底すると思いますけれども、制度の縦割りを超えて、地域共生の取組が必要であって、これは医療や福祉分野だけではなくて、住まいや就労支援、まちづくりといった他の分野との連携が極めて重要であると思っています。そうした視点に立って広い議論が行われるということを今後していかなければいけないと思います。

以上です。ありがとうございました。

○清家議長 ありがとうございました。

それでは、宮島委員、よろしく願いいたします。

○宮島委員 日本テレビの宮島香澄です。よろしく願いいたします。

この2年間で、高齢者の2割負担など一歩進んだものもありまして、関係者の御努力があったのだらうと思います。

一方で、こうした会議をもっても社会保障の分野はやるべきことはかなりはっきりしている部分があると思うのですが、いろいろな方々の説得に時間がかかって進まない

部分があるなと思っております。その幾つかがコロナの中で出たのではないかと思います。

私はふだん放送とか取材を通じて一般の人たちと接するところが多いので、そこでコロナで感じることは、今まで社会保障の問題は年金の問題や子育ての問題のことを言われる方が多かったのですけれども、今回はまさに医療というところが一般の人たちの関心にダイレクトにつながっているなと思います。

今までは、日本の医療というのは行けばそこで診てもらえる、どこでも選べるということで、すごくいいところがたくさんあったと思うのですけれども、このコロナで、とてもありがたかったけれども、本当にお金は大丈夫かというものもありますし、この形で本当に持続可能なのかとか、こういったことは問題ではないかということが普通の人にも分かるような状態になったと思います。

逆に言いますと、今まで話してもなかなか分かってもらえなかった問題に関して一般の人が理解を示している今は、改革を大きく進めるチャンスだと思いますので、私自身も今、医療の改革にはとても関心を持っています。

コロナで上げられた声を具体的に言いますと、先ほどもありましたように、なぜ世界の国に比べて感染は少ないのに医療がすぐに逼迫してしまったのかというのがあります。それから、ワクチンの数は足りているのに打てないというのは、どうしてそういうことになったのですかと。あと、コロナを診ている病院はすごく大変そうで、本当に献身的にやられていますけれども、その一方で、コロナを診ていなくて患者が減ったのでお金が困って、お金を下さいと言っている病院があるのですけれども、ここのバランスの悪さはどうにかなりませんかと。あるいは、ワクチンを打とうと思って、かかりつけのところだと自分が思っていたところに電話をしたら、あなたはかかりつけではありませんと言われてましたと。かかりつけのルールはどうなっていますかということをお聞きしたこともあります。

これから、こうした疑問に一つ一つ答えられるようにと。目先、コロナで緊急時の対策は打たれていますし、骨太の方針にも書いてあるのです。そして職域の見直しなど、一部の法改正もなされていますけれども、それぞれのもをもっと長期的に、安定的に、持続可能なものとしてベターなものに進めていく必要があるのではないかと思います。

具体的に言いますと、職域では、看護師さんは医療現場あるいは地域の健康維持でもっとできること、活躍の場があるのではないかと思います。潜在看護師の方々にもっと出てきていただけるということを努力するとともに、相対的に職場内でのパワーバランスや職域の見直しが必要なのではないかと思います。

それから、緊急時ゆえに、一般の市民から見ると驚くようなお金が医療機関やワクチンの打ち手に動いているなというのを普通の人感じます。今だからこれが必要なことは分かるのですけれども、そもそも医療は民間の経営状況が優先されるということによってよかったのかというような疑問も湧きます。国の固定価格でやっていって民間の経営になっているところを、国民にとって最もいい医療という形にしていくにはどうすればいいのか。そこは職域も、経営のために何か自分たちが保持したいという部分があるのではない

か。あるいは今のルールだと、その患者さんに一番いい医療をするよりも、たくさん来てもらうということを目指したほうが経営が安定してしまうのではないかという疑念も含めて、診療報酬などといったことをもうちょっと具体的に外の目も入れて動かすことで、お金がない中でのベストな医療を構築するというところを目指す必要があるのではないかと思います。

このほか医療データの活用や、お医者さんはもちろんもっと働き方改革を進めていただきたいですし、お医者さんの偏在の問題が、とても高い打ち手の単価になっているという部分もあります。それから、国全体として、いわゆる理系の人たちの能力をどの程度医療に配分するべきかという全体の教育や人材配分の問題も、これだけ人口が減る中では考えていく必要があるかと思っております。医療を持続的にするために、国民も理解が深まっている中、進められることがたくさんあるのではないかと思います。

あと、年金はマクロスライドの下限の撤廃や被用者年金の拡大、そうはいつでも既に裁定された年金の条件を下げることはできないのですけれども、今の現役とのバランスを考える上では、公的年金控除の優遇の部分は手をつけるべきではないかと思います。

最後に子供ですけれども、これは皆さんがおっしゃるように、子育て支援は日本において最も力を入れるべきところだと思います。今回、年収1200万円以上の人たちの児童手当をなくすというのがありまして、予算編成過程を見ていて、企業にお金を出してもらうためにもどうしても財源が必要だったことは私も理解しました。ただ、やはり気になるのは廃したことのメッセージ性でした。というのは、やはり共働きの子育てが広がる中では、ある程度お金があったとしても、この国での子育ては結構大変なところがあって、産む産まないは自由なのですけれども、子育てをする人は負担をしている。そういう中で、子育ての財源は子育てをしている人の中でやりくりしてくださいと伝わるのが本当にいいのかなと思います。もちろん財源がどこにもないというのは分かるのですけれども、子供の財源は子供同士でやっておいくださいねというようなメッセージに伝わったのではないかと思います。ということが私はずっと気になっております。

今後、世帯合算の話なども出てくると思うのですけれども、これも場合によっては共働きへのネガティブのメッセージとして伝わってしまう場合もありますので、メッセージとして、子育てというのはこの国が今、一番大事にしたいことだということがしっかり伝わるような形で施策を考えていただければいいなと思います。

以上です。

○清家議長 ありがとうございます。

それでは、山崎委員、よろしく願いいたします。

○山崎委員 山崎でございます。

私は全世代型社会保障を構築する上で特に重要なことを2点に絞って申し上げたいと思います。

最初は今宮島委員の御発言を引き継ぐこととなりますが、子ども・子育て支援の充実

でございます。幼児教育・保育の無償化では、一旦3歳以上を無償化しながら、3歳未満については応能負担の利用者負担をそのまま存続させました。しかも、今回はさらに児童手当の所得制限の強化についても踏み切ったわけであります。一旦は無償化という普遍主義の方向にかじを切ったかに見えたのですが、財源の制約の中で、やむなく選別主義を強化せざるを得ない状況にあります。

一方、政界では、子どもに関する問題が拡大・深刻化する中で、与野党双方から新たな行政組織の創設や施策の大幅な拡充を求める声が高まっています。問題は、安定財源の確保であります。今年の骨太の方針に非常に注目しておりますが、そこでは応能負担や歳入改革を通じた安定財源の確保とともに、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組みについても検討するとしています。この提案に注目するわけでございます。

この提案を私なりに受け止めると、現行の税負担や事業主の拠出に加えて、新たに幅広い世代からの個人拠出を導入することにより、財政基盤を強化する、そして普遍主義をベースにした共助のシステムを構築することになるのだと思います。支援に対する権利性を高め、連帯意識を醸成する政策のイノベーションとして、ぜひチャレンジしてほしいと思っております。

第2は、年金課税の見直しでございます。全世代を給付サービスの対象とするとともに、全世代が負担能力に応じて財源を負担して支え合うと考え方でございます。その前提にあるのは高齢世代と現役世代の租税や社会保険料負担の賦課ベースの整合性の確保となりますが、現状では年金税制が大きな制約になっています。最も大きな問題は遺族年金が非課税であって、税・保険料の賦課対象になっていないということであります。遺族年金は配偶者の老齢年金が転化したものですから、これを別枠とするのではなくて、老齢年金と一体的に位置づけて課税対象とすべきです。

また、公的年金等控除が給与所得控除に比べて手厚く、最低額で見れば2倍にもなっています。しかも、高齢在職者が増えておりますが、その高齢在職者については両者が同時に適用されるという問題もあります。両者の整合性を確保する必要があります。

このような年金課税の見直しを行えば、租税負担にとどまらず、国保、後期高齢者医療、介護保険の保険料負担や患者・利用者負担においても適正化を図ることができまして、世代間・世代内の負担の公平性を確保するのに大きな効果が期待できるわけで、ぜひこれに着手してほしいと思っております。

以上です。

○清家議長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員からただいまの山崎委員まで、皆様方にそれぞれ御発言をいただいたところでございますが、なお少し言い足りなかったとか、あるいはほかの委員の発言を受けて何か御発言がございましたら、どうぞ御発言いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

もし御発言を希望される方は、画像をオンにいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、皆様方から一通り御発言をいただきまして、ありがとうございました。

思い起こしますと、社会保障と税の一体改革を受けて、社会保障制度改革国民会議が年金、医療、介護、そして子育てについての提言をまとめ、それに基づいていわゆるプログラム法ができて、もちろんいろいろと課題はあったわけですが、今日の事務方からの御説明、あるいは委員の皆様方からの御発言の中にもございましたように、着実にそれぞれの分野で改革が進んできたかと思えます。

一方で、これも各委員の御発言の中にもございましたように、まだもう少し加速したほうがよいもの、あるいは新たに課題が見えてきたものもあるかと思えます。2025年を見据えてこの改革を進めるといったことだったかと思えますけれども、さらに今、新たに課題になっているのは、2040年ぐらいを見据えて社会保障制度の持続可能性をどう高めていくか。社会保障制度改革国民会議のときの議論では、今、我々が享受している豊かな長寿社会を実現した社会保障制度をしっかりと将来世代に伝えていく。そのために今、我々は改革をしなければいけなかったということでもございましたけれども、改めて今日皆様方の御議論を承っても、その意を強くしたわけですが。

それでは、委員の間での議論はここまでといたしまして、最後に政府の側から御発言をいただきたいと存じます。

冒頭に赤澤副大臣から御発言をいただきましたけれども、三ッ林内閣府副大臣、熊田総務副大臣、伊藤財務副大臣、山本厚生労働副大臣より御発言の御希望がございますので、それぞれ御発言をいただければと思います。

それでは、恐縮でございますが、まず三ッ林内閣府副大臣、よろしくお願ひいたします。

○三ッ林内閣府副大臣 本日は、私どもが担当する少子化対策を含めた全世代型社会保障改革に係るフォローアップについて、大変熱心に御議論いただき、ありがとうございました。

我が国の未来を担うのは子供たちであり、長年の課題である少子化対策を大きく前に進めていくことが重要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行が結婚行動や妊娠活動に少なからず影響を及ぼした可能性があり、結婚・子育て世代の方々に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備に取り組む必要があることを改めて強く認識しています。

本日、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえつつ、厚生労働省とも協力しながら、待機児童の解消に向けた保育の受け皿確保などの施策を着実に実施するなど、ライフステージに応じた総合的な少子化対策をさらに進めてまいります。

引き続き、皆様方の御理解、御協力をお願いいたします。

○清家議長 三ッ林副大臣、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、熊田総務副大臣からよろしくお願ひいたします。

○熊田総務副大臣 総務副大臣の熊田でございます。

少子化対策、医療等の社会保障の多くは、住民に身近な地方自治体を通じて提供されており、地方が果たす役割は極めて大きいものでございます。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき行われる医療、介護、少子化対策をはじめとする社会保障全般の総合的な検討に当たっては、国と地方が協力して取り組んでいくことが重要であると考えております。

また、地域医療構想につきましては、今般の感染症対応の検証等の観点も踏まえて推進することとされていることから、今後の感染症への対応状況に配慮しつつ、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」などを通じて、地方の意見を聞きながら持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進める必要があると考えております。

総務省といたしましても、今後とも、地方の意見や実情を十分に踏まえつつ、関係府省と連携しながら取り組んでまいります。

以上です。

○清家議長 熊田副大臣、ありがとうございました。

引き続きまして、伊藤財務副大臣、よろしく願いいたします。

○伊藤財務副大臣 財務副大臣の伊藤涉でございます。

重ねて、本日は、全世代型社会保障改革のフォローアップにつきまして、大変有意義な、また示唆に富む御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という社会保障の構造を改める必要があります。全世代型社会保障検討会議において検討を行った上で、今般の通常国会におきましても所要の法改正を行っていただいたところであります。今後は、まずその内容を円滑に実施に移していくことが重要であると考えております。

また、受益と負担のバランスが不均衡な状態にある我が国の社会保障制度の持続可能性を確保するためには、今回の改革を第一歩として、今後も議論を積み重ねて、不断に制度を見直していく必要があると考えております。

例えば、医療分野について申し上げますと、地域医療構想や国保改革については、これまでも当会議で議論いただいていたとおり、引き続き着実に推進するとともに、新型コロナウイルスにより浮かび上がった医療提供体制の課題についても、改革を進めていく必要があると考えております。

また、少子化対策や子育て支援については、少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため、子供の視点に立った政策を推進することが重要であると考えております。

その際には、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、安定的な財源を確保すべきと考えております。

以上、申し上げたような観点を含めまして、本日の先生方からいただいた御指摘も踏まえつつ、引き続き全世代型社会保障制度の構築に向けて、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

本日は大変にありがとうございました。

○清家議長 伊藤副大臣、ありがとうございました。

続きまして、山本厚生労働副大臣からお願いいたします。

○山本厚生労働副大臣 社会保障制度改革に関しましては、2019年の消費税引上げ後、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代が公平に支え合う全世代型社会保障への改革を進めてきた次第でございます。

厚生労働省におきましては、この2年間に、全世代型社会保障改革の一環といたしまして、高齢者雇用、年金、医療、育児休業に関する法律を計5本提出し、いずれも成立を見たところでございます。

今後は、今般成立いたしました健保法等一部改正法の附則にもありますように、全世代型社会保障の構築に向けまして、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策に関しまして、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手してまいりたいと思います。

以上でございます。

○清家議長 山本副大臣、ありがとうございました。

それでは、本日ここまで、特に全世代型社会保障改革のフォローアップを主な議題として、議論を進めてまいりました。

本日議論をいたしました年金、医療、介護、あるいは少子化に関わる施策については、関係府省において引き続き取組を推進していただきたいと思っております。

次回の当会議の日程につきましては、改めて調整の上、事務局から連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第10回「社会保障制度改革推進会議」を終了いたします。

本日は、皆様、どうもありがとうございました。